委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年9月29日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事•市区町村長等		
	〇 知事		
2. 都道府県名	愛知県		
3. 市区町村名	知立市		
4. 届出番号	3		
5. 独自利用事務の事例番 号	57-2		
6. 届出書を公表している ウェブページのアドレス	http://www.city.chiryu.aichi.jp/shisei/kokai/1451813734345.html		

執行機関名 知立市長

児童の育成に係る手当、維持に係る手当等の支給に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令 で定めるもの	知立市遺児手当支給条例(昭和57年知立市条例第10号)による遺児手当の支給 に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	37	
③番号法別表第2の項	57	
①番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び① の該当部分		知立市個人番号の利用に関する条例 別表第一 第3項 知立市遺児手当支給条例(昭和57年知立市条例第10号)による遺児手当の支給 に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規 定されている箇所	児童扶養手当法(昭和三十六年法律第二百三十八号) 第1条	知立市遺児手当支給条例(昭和57年知立市条例第10号) 第1条
⑥事務の趣旨又は目的	第一条 この法律は、 <u>父又は母と生計を同じくしていない児童</u> が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため、当該児童について児童扶養手当を支給し、もつて児童の <u>福祉の増進</u> を図ることを目的とする。	第1条 この条例は、遺児手当(以下「手当」という。)を支給することにより <u>児童</u> の健全な育成を助長し、 <u>児童の福祉の増進</u> に寄与することを目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		知立市遺児手当支給条例 知立市遺児手当支給規則